

1. 法人の状況に関する重要な事項

(1) 事業概況

2022年度においては、政策立案や新規事業立ち上げについての、研修プログラムへの参画を行った。具体的には、政策立案へのデザインアプローチの適用を実践するための企画として、世田谷区における幹部職員及び若手職員への研修実施や東京都サービスデザインガイドライン策定へのアドバイス実施と、中高・大学生向けの教育プログラムのTOPPAやビジネス・ブレークスルー大学や津田塾大学における講義に参画・登壇している。なお、いずれも法人税法上の収益事業に該当しない内容となっている。

(2) 各事業について

① 世田谷区幹部・管理職員及び及び若手職員研修

世田谷区では、区の基本計画に若手職員の意見を反映させるためのプログラムである「Future Policy Seminar」を企画し、2022年6月～2023年3月にかけて、若手職員十数名を対象に、デザイン思考やEBPMの講義・ワークショップなどを実施した。当団体は、デザインアプローチを通じた政策立案について講義を行うとともに、創造的な未来を発想するためのワークショップの実施を行った。

さらに、若手職員のみならず、世田谷区の幹部・管理職員職員全員が受講する研修動画への出演の依頼を受け、政策立案におけるデザインアプローチの重要性について、講義を実施した。

② MIRAling社TOPPAプロジェクトへの参画

(株)MIRAlingが主催する、中高生・大学生がリーダーへと突破し、輝く未来を想像するための学習プログラムである、「TOPPA」に講師として参画した。同プログラムでは、デザイン経営の考え方の講義とワークショップをオンラインにて計6回実施している。

講義の内容は、基本編と応用編に分けて実施し、基本編では、参加者各人のこれまでの経験をイメージで表し、自身のありたい姿や取り組みたいことを文章で表現するワークショップを実施し、応用編では、さまざまなニュース記事を集め、未来のありうるかもしれないビジョンを策定するワークショップを実施した。

(参考: MIRAling社Webサイト)

<https://www.miraiing.com/>

③ ビジネス・ブレークスルー大学への登壇

ビジネス・ブレークスルー大学経営学部デジタルビジネスデザイン学科にて、デジタルトランスフォーメーションを切り口として、デジタルやビジネスデザインの最前線で活躍する方と対談するセミナーシリーズが開始され、第1回の対談イベントに登壇。

「産官学が連携して、沈みゆく日本をDXで再生する～政策とビジネスを学び、時代に追いつこう～」をテーマとして、Policy Design Schoolの立ち上げの経緯やデザインによる社会課題への政策的アプローチが持つ今後の可能性などについて、幅広く議論を実施した。

(参考: 対談概要 Webサイト)

<https://www.bbt757.com/bbtimes/article-20230330.html>

④東京都サービスデザインガイドライン策定にかかるインタビュー

東京都は、より良いデジタルサービスの実現を通して、都民の生活の質を向上させることをビジョンとして掲げ、その中で、サービスデザインの考え方を取り入れるための都職員向けのガイドラインを策定した。当団体は、本ガイドライン策定に当たって、政策立案におけるサービスデザイン活用の実践者として、インタビューをうけ、ガイドライン策定に対するアドバイスを実施した。

(参考: 東京都 サービスデザインガイドライン Version 1.0.0)

https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/digitalguideline/doc/servicedesignguideline_zenbun.pdf

⑤津田塾大学での講義

津田塾大学総合政策学科での日経新聞連携講座「データで読み解く世界」の講義を担当し、未来の働き方、教育、観光、地域社会をテーマに政策立案の講義及びワークショップを実施した。

2. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 会員について

当法人の会員は、2022年5月29日時点で、正会員4名であり、一般会員及び賛助会員は不在である。

(2) 役員について

定款第19条、第20条及び第21条の規定に基づき、2021年7月1日～2023年6月30日を任期とし、2021年5月30日の定時社員総会において、以下の者を代表理事及び理事として選任している。

役職	氏名
代表理事	橋本 直樹
理事	羽端 大
理事	半谷 英里子

また、2023年5月28日の社員総会において、以下の者を2023年7月1日～2025年6月30日の間、役員として選任することとした。

役職	氏名
代表理事	橋本 直樹

理事	羽端 大
理事	半谷 英里子

(3) 会議について

第5回定時社員総会(2023.5.29)

・事業報告書及び決算について

3. 附属明細書

2022年度事業報告には、事業報告の内容を補足する重要な事項は特にないので、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書は作成しない。

以上